

入院医療費（DPC制度）に関するお知らせ

厚生労働省による医療制度改革を受けまして、当院では平成18年5月より「DPC」(包括支払制度)対象病院に指定されております。

DPC制度での入院医療費の計算方法（包括支払制度）は、外来での計算方法（出来高払制度）と異なりますので、ご注意ください（詳しくは、「入院のご案内」等をご参照ください）。

また、DPC制度での入院医療費の決定に際しましては、厚生労働省により病院ごとに決められた医療機関別係数により計算されます。令和7年度の厚生労働省告示により、当院の係数は次のとおりとなっております。

D P C 医療機関別係数	1.5187
（令和7年6月からの係数）	
（内訳） ・基礎係数	（1.0451）
・機能評価係数Ⅰ	（0.379）
・機能評価係数Ⅱ	（0.0720）
・救急補正係数	（0.0226）

以上

